



府食第869号
平成26年11月14日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会
座長 澤田 純一

遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成26年3月13日付け厚生労働省発食安0313第2号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた食品「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統」に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

遺伝子組換え食品等評価書

除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホ
サート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406
系統

2014年11月

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

目 次

	頁
<審議の経緯>.....	3
<食品安全委員会委員名簿>.....	3
<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>.....	3
要 約.....	4
I. 評価対象食品の概要.....	5
II. 食品健康影響評価.....	5
第1. 安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質及び組換え体との相違に関する事項.....	5
1. 宿主及び導入DNAに関する事項.....	5
2. 宿主の食経験に関する事項.....	6
3. 宿主由来の食品の構成成分等に関する事項.....	6
4. 宿主と組換え体との食品としての利用方法及びその相違に関する事項.....	6
5. 宿主以外のものを比較対象に追加して用いる場合、その根拠及び食品としての性質に関する事項.....	6
6. 安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項.....	7
第2. 組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項.....	7
第3. 宿主に関する事項.....	7
1. 分類学上の位置付け等（学名、品種名及び系統名等）に関する事項.....	7
2. 遺伝的先祖並びに育種開発の経緯に関する事項.....	7
3. 有害生理活性物質の生産に関する事項.....	7
4. アレルギー誘発性に関する事項.....	7
5. 病原性の外来因子（ウイルス等）に汚染されていないことに関する事項.....	7
6. 安全な摂取に関する事項.....	8
7. 近縁の植物種に関する事項.....	8
第4. ベクターに関する事項.....	8
1. 名称及び由来に関する事項.....	8
2. 性質に関する事項.....	8
第5. 挿入DNA、遺伝子産物、並びに発現ベクターの構築に関する事項.....	8
1. 挿入DNAの供与体に関する事項.....	8
2. 挿入DNA又は遺伝子（抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物の性質に関する事項.....	9
3. 挿入遺伝子及び薬剤耐性遺伝子の発現に関わる領域に関する事項.....	10
4. ベクターへの挿入DNAの組込方法に関する事項.....	11
5. 構築された発現ベクターに関する事項.....	11
6. DNAの宿主への導入方法及び交配に関する事項.....	13
第6. 組換え体に関する事項.....	13
1. 遺伝子導入に関する事項.....	13
2. 遺伝子産物の組換え体内における発現部位、発現時期及び発現量に関する事	13

項目	15
3. 遺伝子産物（タンパク質）が一日蛋白摂取量の有意な量を占めるか否かに関する事項	16
4. 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項	16
5. 組換え体に導入された遺伝子の安定性に関する事項	18
6. 遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響に関する事項	18
7. 宿主との差異に関する事項	19
8. 諸外国における認可、食用等に関する事項	20
9. 栽培方法に関する事項	21
10. 種子の製法及び管理方法に関する事項	21
第7. 第2から第6までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要な事項	21
III. 食品健康影響評価結果	21
<参考>	21

<審議の経緯>

2014年3月13日 厚生労働大臣から遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安0313第2号）、関係書類の接受

2014年3月17日 第507回食品安全委員会（要請事項説明）

2014年5月19日 第127回遺伝子組換え食品等専門調査会

2014年7月15日 第522回食品安全委員会（報告）

2014年7月16日から8月14日まで 国民からの意見・情報の募集

2014年11月14日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員長に報告

<食品安全委員会委員名簿>

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

澤田純一（座長）	
小関良宏（座長代理）	
宇理須厚雄	手島玲子
岡田由美子	中島春紫
橘田和美	飯 哲夫
児玉浩明	和久井信
近藤一成	

要 約

「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

本系統は、*Delftia acidovorans* MC1 株に由来する改変アリルオキシアルカノエート・ジオキシゲナーゼ-12 遺伝子及びトウモロコシに由来する改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素遺伝子を導入して作出されており、改変アリルオキシアルカノエート・ジオキシゲナーゼ-12 タンパク質及び 2mEPSPS タンパク質を発現することで、アリルオキシアルカノエート系除草剤及び除草剤グリホサートの影響を受けずに生育できるとされている。なお、本系統には、選択マーカーとして利用するために、*Streptomyces viridochromogenes* に由来する改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子が導入されている。

「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から產生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性、遺伝子の導入後の塩基配列等の解析、交配後の世代における挿入遺伝子の安定性、植物の代謝経路への影響、植物の栄養成分及び有害成分等の比較の結果等について確認した結果、非組換えダイズと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

したがって、「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統」については、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

I. 評価対象食品の概要

名 称：除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統

性 質：アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性、除草剤グリホサート耐性、除草剤グルホシネート耐性

申請者：ダウ・ケミカル日本株式会社

開発者：Dow AgroSciences LLC (米国)、M.S. Technologies LLC (米国)

「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統」(以下「ダイズ 44406」という。)は、*Delftia acidovorans* MC1 株に由来する改変アリルオキシアルカノエート・ジオキシゲナーゼ-12 遺伝子(改変 *aad-12* 遺伝子)及びトウモロコシ (*Zea mays*) に由来する改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素遺伝子 (*2mepsps* 遺伝子)を導入して作出されており、改変アリルオキシアルカノエート・ジオキシゲナーゼ-12 タンパク質(改変 AAD-12 タンパク質)及び改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素 (*2mEPSPS* タンパク質)を発現することで、アリルオキシアルカノエート系除草剤及び除草剤グリホサートの影響を受けずに生育できるとされている。なお、本系統の作出過程において、選択マーカーとして利用するために *Streptomyces viridochromogenes* に由来する改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子(改変 *pat* 遺伝子)が導入されている。

II. 食品健康影響評価

第 1. 安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質及び組換え体との相違に関する事項

1. 宿主及び導入 DNA に関する事項

(1) 宿主の種名及び由来

宿主は、マメ科 *Glycine* 属に属するダイズ (*Glycine max*(L.) Merr.) の Maverick である。

(2) DNA 供与体の種名及び由来

改変 *aad-12* 遺伝子、*2mepsps* 遺伝子及び改変 *pat* 遺伝子の供与体は、それぞれ *D. acidovorans* MC1 株、トウモロコシ (*Zea mays*) 及び *S. viridochromogenes* である。

(3) 挿入 DNA の性質及び導入方法

改変 *aad-12* 遺伝子は、アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性を付与する改変 AAD-12 タンパク質を発現し、*2mepsps* 遺伝子は、除草剤グリホサート耐性を付与する *2mEPSPS* タンパク質を発現する。また、改変 *pat* 遺伝子は、除草剤グルホシネート耐性を付与する PAT タンパク質を発現し、形質転換体を選択するためのマーカーとして利用された。

改変 *aad-12* 遺伝子、*2mepsps* 遺伝子及び改変 *pat* 遺伝子は、アグロバクテリウム法を用いて宿主に導入された。

2. 宿主の食経験に関する事項

ダイズは世界的に食用油と家畜飼料として用いられている。アジアでは古くから、食品素材として、豆腐、味噌等に利用されている。

3. 宿主由来の食品の構成成分等に関する事項

(1) 宿主の可食部分の主要栄養素等（タンパク質、脂質等）の種類及びその量の概要

ダイズ種子の主要栄養素組成（対乾燥重量）は、タンパク質 33.2～46.2%、脂質 8.1～24.7%、灰分 3.9～7.0%、炭水化物 27.5～50.2%、酸性デタージェント繊維 7.8～18.6%及び中性デタージェント繊維 8.5～21.3%である（参照 1）。

(2) 宿主に含まれる毒性物質・栄養阻害物質等の種類及びその量の概要

ダイズ種子の有害生理活性物質（対乾燥重量）は、トリプシンインヒビター 19.6～118.7 TIU^a/mg、レクチン 0.1～9.4 HU^b/mg、スタキオース 0.6～5.1%、ラフィノース 0.1～1.6%、フィチン酸 0.6～2.5%、イソフラボン類（ダイゼイン 0.06～2.57 mg/g、ゲニステイン 0.14～2.84 mg/g、グリシテイン 0.02～0.50 mg/g）である。（参照 1）

4. 宿主と組換え体との食品としての利用方法及びその相違に関する事項

(1) 収穫時期（成熟程度）と貯蔵方法

ダイズ 44406 の収穫時期及び貯蔵方法は、従来のダイズと変わらない。

(2) 摂取（可食）部位

ダイズ 44406 の摂取部位は、従来のダイズと変わらない。

(3) 摂取量

ダイズ 44406 の摂取量は、従来のダイズと変わらない。

(4) 調理及び加工方法

ダイズ 44406 の調理及び加工方法は、従来のダイズと変わらない。

5. 宿主以外のものを比較対象に追加して用いる場合、その根拠及び食品としての性質に関する事項

宿主と従来品種以外のものは比較対象としていない。

^a TIU : trypsin inhibitor unit

^b HU : hemagglutinating unit

6. 安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項

ダイズ 44406 は、改変 *aad-12* 遺伝子、*2mepsp*s 遺伝子及び改変 *pat* 遺伝子の導入によって、改変 AAD-12 タンパク質、2mEPSPS タンパク質及び PAT タンパク質を発現することが宿主との相違点である。

以上、1～6 から、ダイズ 44406 の安全性評価においては、既存のダイズとの比較が可能であると判断した。

第 2. 組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項

ダイズ 44406 は、導入された改変 *aad-12* 遺伝子及び *2mepsp*s 遺伝子が改変 AAD-12 タンパク質及び 2mEPSPS タンパク質を発現することによって、アリルオキシアルカノエート系除草剤及び除草剤グリホサートの影響を受けずに生育することができるとされている。

なお、本系統の作出過程において選択マーカーとして利用するために、改変 *pat* 遺伝子が導入されており、除草剤グルホシネートに対する耐性が付与されている。

第 3. 宿主に関する事項

1. 分類学上の位置付け等（学名、品種名及び系統名等）に関する事項

宿主は、マメ科 *Glycine* 属に属するダイズ (*Glycine max*(L.) Merr.) の Maverick である。

2. 遺伝的先祖並びに育種開発の経緯に関する事項

中国を中心とするアジア地域では栽培の歴史が長い。*Glycine* 属には、*Glycine* 亜属と *Soja* 亜属があり、ダイズの祖先であると考えられるツルマメは、*Soja* 亜属に属している。

3. 有害生理活性物質の生産に関する事項

ダイズ種子には、有害生理活性物質であるトリプシンインヒビター、レクチン、イソフラボン類、スタキオース、ラフィノース及びフィチン酸が含まれている。

4. アレルギー誘発性に関する事項

ダイズはアレルギー誘発性が知られている主要食物の一つであり、ダイズ貯蔵タンパク質のうち、11S、7S、2S グロブリンが IgE 結合活性を持つことが報告されている（参照 2）。代表的なアレルゲンとして、ダイズ疎水性タンパク質、ダイズプロフィリン、ダイズ液胞タンパク質及びグリシニンなどが同定されている（参照 3）。

5. 病原性の外来因子（ウイルス等）に汚染されていないことに関する事項

ダイズには、真菌類、寄生虫及び細菌による各種病害が知られているが、これらがヒトに対して病原性を示すことは知られていない。

6. 安全な摂取に関する事項

ダイズは、豆腐、味噌などの様々な食品に加工されており、ヒトに摂取されている。

7. 近縁の植物種に関する事項

ダイズの近縁種であるツルマメには、トリプシンインヒビター、フィチン酸、ラフィノースなどの有害生理活性物質が含まれている。

第4. ベクターに関する事項

1. 名称及び由来に関する事項

ダイズ 44406 の作出に使用した導入用プラスミド pDAB8264 の構築には、プラスミド pDAB2407 が用いられた。

2. 性質に関する事項

(1) DNA の塩基数及びその塩基配列を示す事項

プラスミド pDAB2407 の塩基数及び塩基配列は明らかになっている。

(2) 制限酵素による切断地図に関する事項

プラスミド pDAB2407 の制限酵素による切断地図は明らかになっている。

(3) 既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項

プラスミド pDAB2407 の塩基配列は明らかになっており、既知の有害塩基配列は含まれていない。

(4) 薬剤耐性遺伝子に関する事項

プラスミド pDAB2407 には、スペクチノマイシン耐性遺伝子 (*specR* 遺伝子) が含まれている。

(5) 伝達性に関する事項

プラスミド pDAB2407 には、伝達を可能とする塩基配列は含まれていない。

第5. 挿入DNA、遺伝子産物、並びに発現ベクターの構築に関する事項

1. 挿入DNAの供与体に関する事項

(1) 名称、由来及び分類に関する事項

改変 *aad-12* 遺伝子の供与体は、*D. acidovorans* MC1 株である。2 $mepsp$ s 遺伝子の供与体は、トウモロコシ (*Z. mays*) である。改変 *pat* 遺伝子の供与体は、*S. viridochromogenes* である。

(2) 安全性に関する事項

D. acidovorans は香料の製造や医療用生体材料の生成に利用できることが報

告されている。なお、*D. acidovorans*による日和見感染や角膜感染についての報告が数例ある（参照 4,5）。トウモロコシは、長期にわたり食品として安全に摂取されている。*S. viridochromogenes*が、ヒトや家畜に対して病原性を有するという報告はない。

2. 挿入 DNA 又は遺伝子（抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物の性質に関する事項

（1）挿入遺伝子のクローニング若しくは合成方法に関する事項

改変 *aad-12* 遺伝子は、*D. acidovorans* MC1 株からクローニングされた *aad-12* 遺伝子の塩基配列に基づき、発現タンパク質のアミノ酸配列を改変せずに、植物での発現が最適となるように塩基配列を改変し、更にクローニングサイトが導入された遺伝子である。クローニングサイトの導入によって、N 末端側の 2 番目に 1 アミノ酸が付加されている。

2mepsps 遺伝子は、トウモロコシ由来の *epsp*s 遺伝子の塩基配列に基づき、EPSPS タンパク質の 102 番目のアミノ酸をトレオニンからイソロイシンに、106 番目アミノ酸をプロリンからセリンに置換するために変異を導入して改変したものである。

改変 *pat* 遺伝子は *S. viridochromogenes* 由来の *pat* 遺伝子の塩基配列に基づき、発現タンパク質のアミノ酸配列を改変せずに、植物での発現が最適となるように塩基配列を改変したものである。

挿入 DNA の構成要素は表 1 のとおりである。

（2）塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項

改変 *aad-12* 遺伝子、*2mepsps* 遺伝子及び改変 *pat* 遺伝子の塩基数、塩基配列及び制限酵素による切断地図は明らかになっている。

（3）挿入遺伝子の機能に関する事項

・改変 *aad-12* 遺伝子

改変 *aad-12* 遺伝子がコードする改変 AAD-12 タンパク質は、アリルオキシアルカノエート基をもつ化合物のうち、光学異性体のないもの及び S 体^cを特異的に酸化する反応を触媒する酵素である（参照 6）。ダイズ 44406 では、改変 AAD-12 タンパク質の作用によって、アリルオキシアルカノエート系除草剤は酸化され、除草活性のない化合物に変換される。その結果、アリルオキシアルカノエート系除草剤の影響を受けずに生育することができるとされている。なお、アリルオキシアルカノエート基を持つ化合物のうち、除草活性を持つものは光学異性体のないもの及び R 体^cのみである。

改変 AAD-12 タンパク質と既知の毒性タンパク質との相同性の有無を確認す

^c カルボン酸の隣の炭素の立体配置を示す。

るために、タンパク質データベース^dを用いて blastp 検索を行った結果、相同性を示す既知の毒性タンパク質は見いだされなかった（参照 7）。

・ 2mepsp_s 遺伝子

2mepsp_s 遺伝子が 2mEPSPS タンパク質を発現することによって、EPSPS 活性を阻害する除草剤グリホサートの存在下でも、EPSPS 活性を示すことができる。その結果、除草剤グリホサートに対する耐性を有する。

2mEPSPS タンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性について確認するために、データベース^eを用いて blastp 検索を行った結果、相同性を示す既知の毒性タンパク質は見いだされなかった（参照 8）。

・ 改変 pat 遺伝子

改変 pat 遺伝子が PAT タンパク質を発現することによって、グルタミン合成酵素を阻害する除草剤グルホシネートの存在下でもグルタミン合成酵素活性を示すことができる。その結果、ダイズ 44406 は、除草剤グルホシネートの影響を受けずに生育することが可能となる。

PAT タンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性について確認するために、タンパク質データベース^eを用いて blastp 検索を行った結果、相同性を示す既知の毒性タンパク質は見いだされなかった（参照 9）。

(4) 抗生物質耐性マーカー遺伝子に関する事項

導入用プラスミド pDAB8264 には、スペクチノマイシン耐性を付与する specR 遺伝子が含まれているが、ダイズ 44406 には検出されないことがサザンプロット分析によって確認されている（参照 10）。

3.挿入遺伝子及び薬剤耐性遺伝子の発現に関わる領域に関する事項

(1) プロモーターに関する事項

改変 aad-12 遺伝子のプロモーターは、シロイヌナズナ由来のポリユビキチン 10 プロモーター (*AtUbi10*) である（参照 11）。

改変 2mepsp_s 遺伝子のプロモーターは、シロイヌナズナ由来のヒストン H4A748 プロモーターである（参照 12）。

改変 pat 遺伝子のプロモーターは、Cassava vein mosaic virus 由来のプロモーターである（参照 13）。

^d Non-redundant GenBank CDS translations, SWISS-PROT, PIR, PRF, PDB (2011年2月18日)

^e Non-redundant GenBank CDS translations, SWISS-PROT, PIR, PRF, PDB (2011年3月29日)

(2) ターミネーターに関する事項

改変 *aad-12* 遺伝子のターミネーターは、アグロバクテリウムのプラスミド pTi15955 由来の ORF23 の転写終結点及びポリアデニル化部位からなる 3'末端非翻訳領域 (*AtuORF23 3' UTR*) である (参照 14 : Barker 1983)。

*2mepsp*s 遺伝子のターミネーターはシロイヌナズナ由来のヒストン H4A748 遺伝子の転写終結点及びポリアデニル化部位からなる 3'末端非翻訳領域 (*histone H4A748 3' UTR*) である (参照 15 : Chaboute 1987)。

改変 *pat* 遺伝子のターミネーターは、アグロバクテリウムのプラスミド pTi15955 由来の ORF1 の転写終結点及びポリアデニル化部位からなる 3'末端非翻訳領域 (*AtuORF1 3' UTR*) である (参照 14 : Barker 1983)。

(3) その他

改変 *aad-12* 遺伝子の発現を安定させるために、*AtUbi10* の上流にタバコ (*Nicotiana tabacum*) 由来の核マトリックス結合領域である RB7 Matrix Attachment Region (*RB7 MAR*) が結合されている (参照 16,17)。

2mEPSPS タンパク質が色素体に輸送できるようにするために、トウモロコシ及びヒマワリの RuBisCo 小サブユニット遺伝子の N 末端にある色素体輸送ペプチド配列を基に作製された *TPotp C* 配列が挿入されている (参照 18,19)。

4. ベクターへの挿入 DNA の組込方法に関する事項

*2mepsp*s 遺伝子、改変 *aad-12* 遺伝子及び改変 *pat* 遺伝子をプラスミド pDAB2407 に挿入することによって導入用プラスミド pDAB8264 が構築された。

5. 構築された発現ベクターに関する事項

(1) 塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項

導入用プラスミド pDAB8264 の塩基数、塩基配列及び制限酵素による切断地図は明らかになっている。

(2) 原則として、最終的に宿主に導入されると考えられる発現ベクター内の配列には、目的以外のタンパク質を組換え体内で発現するオープンリーディングフレームが含まれていないこと

導入用プラスミド pDAB8264 の T-DNA 領域の塩基配列は明らかになっており、目的以外のタンパク質を発現するオープンリーディングフレーム (ORF) は含まれていない。

(3) 宿主に対して用いる導入方法において、意図する挿入領域が発現ベクター上で明らかであること

意図する挿入領域は、導入用プラスミド pDAB8264 の T-DNA 領域である。

(4) 導入しようとする発現ベクターは、目的外の遺伝子の混入がないよう純化されていること

導入用プラスミド pDAB8264 の塩基配列は明らかになっており、目的外の遺伝子の混入はない。

表1 ダイズ 44406への挿入 DNA

構成 DNA	由来及び機能
Border B	T-DNA を伝達する際に利用される境界配列を含む <i>Rhizobium radiobacter</i> (<i>Agrobacterium tumefaciens</i>) 由来の DNA 領域
<i>RB7 MAR</i>	タバコ由来の核マトリックス結合領域 (RB7 Matrix Attachment Region)
(2mepspス遺伝子発現カセット)	
<i>histone H4A748 3' UTR</i> ターミネーター	ターミネーター領域 シロイヌナズナ由来のヒストン H4A748 遺伝子の転写終結点とポリアデニル化部位からなる 3' 非翻訳領域
<i>2mepspス</i>	トウモロコシ (<i>Z. mays L.</i>) 由来の 2mEPSPS タンパク質をコードする遺伝子
<i>TPotp C</i>	トウモロコシ及びヒマワリ (<i>H. annuus</i>) の RuBisCo 小サブユニット遺伝子の N-末端にある色素体輸送ペプチド配列を基に合成された配列
<i>Histone H4A748</i> プロモーター	プロモーター領域 シロイヌナズナ由来のヒストン H4A748 遺伝子の 5' 末端非翻訳領域及びインtron 部位
(改変 <i>aad-12</i> 遺伝子発現カセット)	
<i>AtUbi10</i> プロモーター	プロモーター領域 シロイヌナズナ由来のポリユビキチン 10 (<i>UBQ10</i>) プロモーター配列
改変 <i>aad-12</i>	<i>D. acidovorans</i> 由来の改変 AAD-12 タンパク質をコードする遺伝子
<i>AtuORF23 3' UTR</i> ターミネーター	ターミネーター領域 アグロバクテリウムのプラスミド pTi15955 由来の ORF23 の転写終結点とポリアデニル化部位からなる 3' 末端非翻訳領域
(改変 <i>pat</i> 遺伝子発現カセット)	
<i>CsVMV</i> プロモーター	プロモーター領域 Cassava vein mosaic virus 由来のプロモーター
改変 <i>pat</i>	<i>S. viridochromogenes</i> 由来の PAT タンパク質をコードする遺伝子

<i>AtuORF1 3' UTR</i>	ターミネーター領域 アグロバクテリウムのプラスミド pTi15955 由来の ORF1 の転写終結点とポリアデニル化部位からなる 3' 末端非翻訳領域
Border A	T-DNA を伝達する際に利用される境界配列を含む <i>R. radiobacter</i> (<i>A. tumefaciens</i>) 由来の DNA 領域

6. DNA の宿主への導入方法及び交配に関する事項

導入用プラスミド pDAB8264 の T-DNA 領域をアグロバクテリウム法によって宿主に導入した後、グルホシネートを含む培地で選抜して再生個体を得た。次に、再分化個体の遺伝子解析により目的の遺伝子が導入されていることを確認後、一般的なダイズの育成プロセスに従って自殖又は交配を行い、ダイズ 44406 が得られた。

第 6. 組換え体に関する事項

1. 遺伝子導入に関する事項

(1) コピー数及び挿入近傍配列に関する事項

ダイズ 44406 のゲノムに挿入された *2mepsps* 遺伝子発現カセット、改変 *aad-12* 遺伝子発現カセット及び改変 *pat* 遺伝子発現カセットのコピー数を確認するため、サザンプロット分析を行った結果、それぞれ 1 コピー挿入されていることが確認された（参照 11,20）。

導入用プラスミド pDAB8264 の外骨格領域がダイズ 44406 のゲノム中に挿入されていないことを確認するため、サザンプロット分析を行った結果、ダイズ 44406 のゲノム中に検出されないことが確認された（参照 11,20）。

ダイズ 44406 に挿入された DNA の塩基配列を決定し、導入用プラスミド pDAB8264 の T-DNA 領域と比較した結果、挿入遺伝子の 5' 末端に 3 bp の DNA 断片の挿入があることを除き、塩基配列は一致することが確認された（参照 21,22）。

ダイズ 44406 の挿入 DNA 近傍配列がダイズゲノム由来であることを確認するために、5' 末端近傍配列 (1,494 bp) 及び 3' 末端近傍配列 (1,885 bp) の塩基配列を決定し、宿主ゲノムの塩基配列と比較した結果、ダイズゲノムから 4,383 bp が欠失していることを除き、近傍配列はダイズゲノム由来であると考えられた（参照 22）。

DNA 挿入によって宿主の内在性遺伝子が損なわれていないことを確認するために、5' 末端近傍配列、3' 末端近傍配列及び欠失した 4,383 bp を含むダイズゲノム領域についてタンパク質データベース^fを用いて blastx 検索を行った。その結果、5' 末端近傍配列 (1,494 bp) では、シロイヌナズナ、イネ及びヒメツリガネゴケの推定タンパク質が検出されたが、相同性のある領域は 5' 末端近

^f Non-redundant GenBank CDS translation, SWISS-PROT, PIR, PRF, PDB. (2012 年 3 月 2 日)

傍配列の 1,198~1,275 bp と短かった。3'末端近傍配列 (1,885 bp) では、ブドウ及びイネの推定タンパク質が検出された。さらに、5'末端近傍配列、3'末端近傍配列及び欠失した 4,383 bp からなるダイズゲノム領域 (7,762 bp) については、逆転写酵素ファミリーメンバーと部分的に高い相同意性が検出された。しかし、377 アミノ酸からなると推定されるこのタンパク質の 106~376 アミノ酸領域が、欠失した 4,383 bp のダイズゲノム領域の 1,663~2,478 bp と部分的に一致したのみであり、欠失した 4,383 bp のダイズゲノム領域がこの逆転写酵素の完全なコード配列を有している可能性は低いと考えられた。

さらに、ダイズゲノム領域の近傍配列と挿入遺伝子との境界領域における内在性遺伝子の破壊の可能性を検討するために、オープンリーディングフレーム (ORF) 検索を行った。その結果、30 アミノ酸以上からなる配列が 8 個検出されたが、blastp 検索の結果、既知のダイズタンパク質との相同意性は認められなかつた。

したがって、DNA の挿入によって宿主の既知の内在性遺伝子は損なわれていないと考えられた（参照 23）。

(2) オープンリーディングフレームの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項

ダイズ 44406 の挿入 DNA 領域と 5'末端近傍配列 (1,494 bp) 及び 3'末端近傍配列 (1,885 bp) との接合部において意図しない ORF が生じていないことを確認するために、六つの読み枠において ORF 検索を行った。その結果、終止コドンから終止コドンまでの連続する 30 アミノ酸以上の ORF が 6 個見いだされた。6 個の ORF と既知の毒性タンパク質との相同意性の有無を確認するために、タンパク質データベース^fを用いて blastp 検索を行った結果、相同意性を示す既知の毒性タンパク質は見いだされなかつた。さらに、既知のアレルゲンとの相同意性の有無を確認するために、FARRP アレルゲンデータベース^gを用いて相同意性検索を行った結果、連続する 8 アミノ酸の一致及び 80 以上のアミノ酸配列について 35% 以上の相同意性を示す既知のアレルゲンは見いだされなかつた（参照 23）。

挿入 DNA 領域の各遺伝子要素の接合部に関して 30 アミノ酸以上のアミノ酸配列からなる意図しない ORF が存在しないかを六つの読み枠について検索した結果、36 個の ORF が検出されたが、既知のアレルゲン及び毒素タンパク質との相同意性は認められなかつた（参照 23）。

^g Food Allergy Research and Resource Program (FARRP) database version 12 (2012 年 2 月)

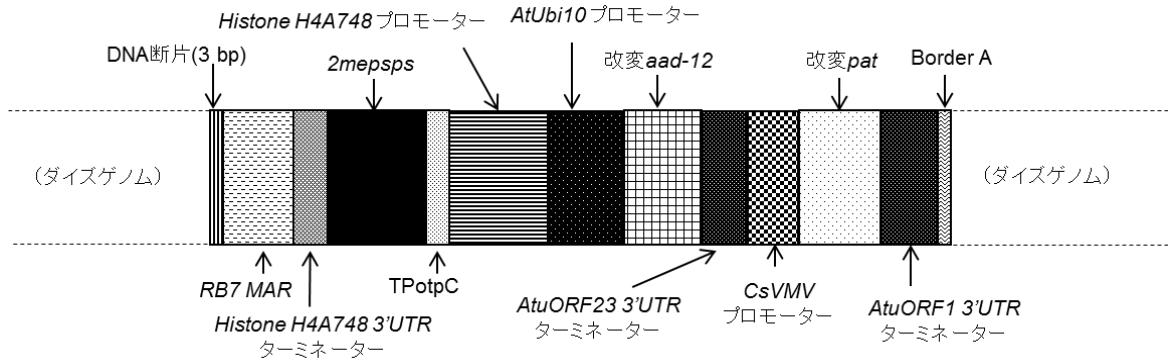


図1 ダイズ44406の挿入DNA（模式図）

2. 遺伝子産物の組換え体内における発現部位、発現時期及び発現量に関する事項

アリルオキシアルカノエート系除草剤 2,4-D、グルホシネット、グリホサート及び除草剤3種全てを散布又は無散布で栽培したダイズ44406の葉、茎葉、根及び種子における改変AAD-12タンパク質、2mEPSPS及びPATタンパク質の発現量をELISA法によって分析を行った。結果は表2のとおりである（参照24）。

表2 ダイズ44406における改変AAD-12タンパク質、2mEPSPSタンパク質及びPATタンパク質の発現量

（単位はng/mg乾燥重）

分析組織	散布薬剤	改変AAD-12	2mEPSPS	PAT
葉*	無散布	112.61	2368.16	8.98
	2,4-D	111.32	2261.10	9.20
	グルホシネット	107.75	2062.07	8.46
	グリホサート	101.93	1846.04	8.14
	除草剤3剤	103.67	2100.96	8.47
葉**	無散布	118.57	2583.46	10.59
	2,4-D	121.22	2203.83	9.95
	グルホシネット	109.29	2188.12	10.42
	グリホサート	114.73	2512.58	9.64
	除草剤3剤	119.83	2131.73	10.49
茎葉***	無散布	73.47	357.09	6.19
	2,4-D	72.53	330.02	5.90
	グルホシネット	73.75	321.92	6.72
	グリホサート	76.04	400.47	6.48
	除草剤3剤	70.73	367.32	6.33
根***	無散布	23.52	89.71	1.56
	2,4-D	24.62	93.54	1.71
	グルホシネット	24.35	103.48	1.77

	グリホサート	29.03	112.27	1.80
	除草剤 3 剤	27.21	104.97	1.86
種子****	無散布	27.37	21.97	2.12
	2,4-D	27.34	22.17	2.13
	グルホシネット	27.34	22.22	2.11
	グリホサート	25.77	22.80	2.15
	除草剤 3 剤	25.83	21.86	2.11

* 5 葉期、 **10~12 葉期、 ***着莢始期、 ****完熟期

3. 遺伝子産物（タンパク質）が一日蛋白摂取量の有意な量を占めるか否かに関する事項

日本人一人が一日当たりに摂取する大豆及び大豆加工品の平均摂取量 50.3 g (参照 25) を全てダイズ 44406 に置き換えて計算すると、改変 AAD-12 タンパク質、2mEPSPS 及び PAT タンパク質の一人一日当たりの予想平均摂取量はそれぞれ 1.38 mg、1.15 mg 及び 0.11 mg となり、一人一日当たりのタンパク質平均摂取量 67.0 g (参照 25) に占める割合は 2.1×10^{-5} 、 1.7×10^{-5} 及び 2.0×10^{-6} となる。したがって、一日蛋白摂取量の有意な量を占めることはないと考えられる。

4. 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項

(1) 挿入遺伝子の供与体のアレルギー誘発性

改変 *aad-12* 遺伝子の供与体である *D. acidovorans* に関して、アレルギー誘発性の報告はない。*2mepsp*s 遺伝子の供与体であるトウモロコシは、一般的なアレルギー誘発性食品とは考えられていないが (参照 26) 、9kDa の Lipid Transfer Protein (LTP) がトウモロコシの主なアレルゲンであるとの報告がある (参照 27) 。改変 *pat* 遺伝子の供与体である *S. viridochromogenes* に関するアレルギー誘発性の報告もない。

(2) 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性

改変 AAD-12 タンパク質及び 2mEPSPS タンパク質に関してアレルギー誘発性の報告はない。また、PAT タンパク質についてはこれまでに多くの評価が行われ、ヒトに対してアレルギーを誘発する可能性は極めて低いと結論されている (参照 28) 。

(3) 遺伝子産物（タンパク質）の物理化学的処理に対する感受性に関する事項

① 人工胃液に対する感受性

・改変 AAD-12 タンパク質

Pseudomonas fluorescens で発現させた改変 AAD-12 タンパク質の人工胃液中での消化性について確認するために、SDS-PAGE 分析及びウェスタン

プロット分析を行った結果、改変 AAD-12 タンパク質は試験開始後 30 秒以内に消化されることが確認された（参照 29）。

- ・ 2mEPSPS タンパク質

P. fluorescens で発現させた 2mEPSPS タンパク質の人工胃液中での消化性について確認するために、SDS-PAGE 分析及びウェスタンプロット分析を行った結果、2mEPSPS タンパク質は試験開始後 1 分以内に消化されることが確認された（参照 30）。

② 人工腸液に対する感受性

- ・ 改変 AAD-12 タンパク質

P. fluorescens で発現させた改変 AAD-12 タンパク質の人工腸液中での消化性について確認するために、SDS-PAGE 分析及びウェスタンプロット分析を行った結果、改変 AAD-12 タンパク質は試験開始後 5 分以内に消化されることが確認された（参照 31）。

- ・ 2mEPSPS タンパク質

P. fluorescens で発現させた 2mEPSPS タンパク質の人工腸液中での消化性について確認するために、SDS-PAGE 分析及びウェスタンプロット分析を行った結果、2mEPSPS タンパク質は試験開始後 30 分以内に消化されることが確認された（参照 32）。

③ 加熱処理に対する感受性

- ・ 改変 AAD-12 タンパク質

P. fluorescens で発現させた改変 AAD-12 タンパク質の加熱処理に対する感受性について確認するために、SDS-PAGE 分析、ELISA 法による免疫反応性及び酵素活性の変化について分析を行った。その結果、SDS-PAGE 分析では 50°C、70°C 及び 95°C で 30 分の加熱処理で僅かな多量体の形成が見られた以外は変化がなく、また、免疫反応性及び酵素活性は 50°C、30 分の加熱処理で失われる事が確認された。（参照 33）。

- ・ 2mEPSPS タンパク質

P. fluorescens で発現させた 2mEPSPS タンパク質の加熱処理に対する感受性について確認するために、SDS-PAGE 分析、ELISA 法による免疫反応性及び酵素活性の変化について分析を行った。その結果、SDS-PAGE 分析では 25°C、37°C、55°C、75°C 及び 95°C で 30 分の加熱処理で僅かな多量体の形成が見られた以外は変化がなく、また、免疫反応性及び酵素活性は 75°C、30 分以上の加熱処理で失われる事が確認された（参照 34）。

PAT タンパク質については、ダイズ 44406 で産生される PAT タンパク質と同一のアミノ酸配列である *Escherichia coli* で発現させた PAT タンパク質を用いた試験において、人工胃液中及び人工腸液中で 30 秒以内に消化されることが明らかにされている（参照 35）。また、加熱処理については、90°C で 60 分間加熱し

ても分子量には変化がないが、50°C 10 分間の加熱処理により酵素活性が失われることが明らかにされている（参照 36）。

(4) 遺伝子産物（タンパク質）と既知のアレルゲン（グルテン過敏性腸疾患に関するタンパク質を含む。以下、アレルゲン等。）との構造相同性に関する事項

改変 AAD-12 タンパク質、2mEPSPS タンパク質及び PAT タンパク質と既知のアレルゲン等との構造相同性の有無を確認するために、FARRP アレルゲンデータベース^hを用いて相同性検索を行った結果、連続する 80 以上のアミノ酸配列について 35% 以上の相同性を示す既知のアレルゲン等は見いだされなかつた。

また、抗原決定基の有無を確認するために、FARRP アレルゲンデータベース^hを用いて相同性検索を行った結果、連続する 8 アミノ酸配列が既知のアレルゲン等と一致するものは見いだされなかつた（参照 37,38,39）。

上記、（1）～（4）及び前項 3 から総合的に判断し、改変 AAD-12 タンパク質、2mEPSPS タンパク質及び PAT タンパク質については、アレルギー誘発性を示唆するデータがないことを確認した。

5. 組換え体に導入された遺伝子の安定性に関する事項

ダイズ 44406 に挿入された改変 *aad-12* 遺伝子、*2mepsp*s 及び改変 *pat* 遺伝子の安定性を確認するために、5 世代のダイズ 44406 についてサザンプロット分析を行った結果、各世代において共通のバンドが検出され、挿入遺伝子が世代間で安定していることが確認された（参照 11）。

6. 遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響に関する事項

・改変 AAD-12 タンパク質

改変 AAD-12 タンパク質はアリルオキシアルカノエート系除草剤のうち、光学異性体のないもの及び S 体^cを特異的に分解することが報告されている。*in vitro* における改変 AAD-12 タンパク質の基質に対する活性を測定した結果、(R,S)-ジクロルプロップ、(S)-ジクロルプロップ及び 2,4-D に対して高い活性を示した。また、数種類のアリルオキシアルカノエート系除草剤を基質として用いて改変 AAD-12 タンパク質の反応速度の解析を行った結果、アルカノエート基（部位）にあるメチル基が重要であることが示唆された（参照 40）。

改変 AAD-12 タンパク質が植物の代謝経路に与える影響について、植物体中に存在する化合物のうちアリルオキシアルカノエート基を持つ化合物と構造及び生理機能が類似する化合物等が改変 AAD-12 タンパク質と反応するか否かについて検討を行った。コハク酸測定法による酵素活性の測定を行った結果、植物ホルモン及びフェニルプロパノイド中間体で僅かな反応が見られた。そのため、反応が

^h FARRP Allergen database version 11 (2011 年 1 月)

見られた基質が実際に酸化されているか確認するため、フーリエ変換質量分析(FT/MS)による酸化物の測定を行った結果、インドール-3-酢酸及び桂皮酸の酸化物が検出されたが、その反応速度は非常に遅いことが確認された(参照41,42)。また、桂皮酸を前駆物質とするイソフラボン類の分析の結果、非組換えダイズとの間に統計学的有意差が認められないか、統計学的有意差が認められた場合であっても文献値の範囲内であった。

以上のことから、改変AAD-12タンパク質が宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

・2mEPSPSタンパク質

2mEPSPSタンパク質は、シキミ酸合成経路(芳香族アミノ酸合成経路)の律速酵素ではなく、EPSPS活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度が高まることはないと考えられている。また、2mEPSPSタンパク質は、基質であるホスホエノールピルビン酸塩(PEP)とシキミ酸-3-リン酸塩(S3P)と特異的に反応することが知られている。したがって、2mEPSPSタンパク質の作用機作は独立しており、植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられる。

・PATタンパク質

PATタンパク質は、L-グルホシネートを極めて特異的にアセチル化する酵素であり、他のL-アミノ酸やD-グルホシネートをアセチル化することはない。また、PATタンパク質は、L-アミノ酸が過剰に存在する場合においても、L-グルホシネートをアセチル化する活性に影響を受けることはない。したがって、宿主の代謝系に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる(参照28)。

7.宿主との差異に関する事項

米国及びカナダのほ場で栽培されたダイズ44406の種子及び非組換えダイズの種子について、主要構成成分、ミネラル類、アミノ酸組成、脂肪酸組成、ビタミン類、栄養阻害物質等の分析を行い、統計学的有意差について検討が行われた(参照43)。

(1) 主要構成成分

主要構成成分(タンパク質、脂質、灰分、炭水化物、酸性デタージェント繊維、中性デタージェント繊維及び総食物繊維)について分析を行った結果、総食物繊維を除き、対照に用いた非組換えダイズとの間に統計学的有意差が認められないか、統計学的有意差が認められた場合であっても文献値又は従来商業品種における分析値の範囲内であった。

(2) ミネラル類

ミネラル類9種類について分析を行った結果、対照に用いた非組換えダイズ

との間に統計学的有意差が認められないか、統計学的有意差が認められた場合であっても文献値又は従来の商業品種の分析値の範囲内であった。なお、ナトリウムについてはダイズ 44406 及び非組換えダイズとともに定量限界未満であった。

(3) アミノ酸組成

アミノ酸 18 種類について分析を行った結果、対照に用いた非組換えダイズとの間に統計学的有意差が認められないか、統計学的有意差が認められた場合であっても文献値の範囲内であった。

(4) 脂肪酸組成

脂肪酸 22 種類について分析を行った結果、8 種類は対照に用いた非組換えダイズとの間に統計学的有意差が認められないか、統計学的有意差が認められた場合であっても文献値の範囲内であった。なお、14 種類の脂肪酸についてはダイズ 44406 及び非組換えダイズとともに定量限界未満であった。

(5) ビタミン類

ビタミン類 13 種類について分析を行った結果、11 種類は対照に用いた非組換えダイズとの間に統計学的有意差が認められないか、統計学的有意差が認められた場合であっても文献値又は従来の商業品種の分析値の範囲内であった。なお、2 種類のビタミンについてはダイズ 44406 及び非組換えダイズとともに定量限界未満であった。

(6) 栄養阻害物質等

フィチン酸、ラフィノース、スタキオース、レクチン、トリプシンインヒビター及びイソフラボン類について分析を行った結果、対照に用いた非組換えダイズとの間に統計学的有意差が認められないか、統計学的有意差が認められた場合であっても文献値の範囲内であった。

8. 諸外国における認可、食用等に関する事項

米国においては、米国食品医薬品庁（FDA）に対して食品・飼料としての安全性審査のための申請が行われ、2013 年 12 月に安全性の確認が終了した。また、米国農務省（USDA）に対して無規制栽培のための申請が行われ、2014 年 9 月に許可された。

カナダにおいては、カナダ保健省（Health Canada）に対して食品としての安全性審査の申請が行われ、2013 年 6 月に安全性の確認が終了した。また、カナダ食品検査庁（CFIA）に対して飼料としての安全性審査の申請が行われ、2013 年 6 月に安全性の確認が終了した。

オーストラリア及びニュージーランドにおいては、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）に対して食品としての安全性審査の申請が行わ

れ、2013年4月に安全性の確認が終了した。

9. 栽培方法に関する事項

ダイズ44406の栽培方法は、生育期の雑草防除にアリルオキシアルカノエート系除草剤及びグリホサートを使用できる点を除いて、従来のダイズと同じである。

10. 種子の製法及び管理方法に関する事項

ダイズ44406の種子の製法及び管理方法は、従来のダイズと同じである。

第7. 第2から第6までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要な事項

第2から第6までの事項により安全性の知見が得られている。

III. 食品健康影響評価結果

「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日 食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

<参考>

1. OECD. Revised Consensus Document on Compositional Considerations for New Varieties of SOYBEAN [*Glycine max* (L.) Merr]: Key Food and Feed Nutrients, Anti-nutrients, Toxicants and Allergens. 2012, 48p. 1
2. Urisu A. Commonly known allergenic sources (IgE-mediated and non IgE-mediated food allergens as well as environmental allergens). Joint FAO/WHO Expert Consultation on Foods Derived from Biotechnology. Rome, Italy, 2001, FAO/WHO
3. Cordle C. T. Soy protein allergy: Incidence and relative severity. Orlando, FL, 2003-9-21/24, American Society for Nutritional Sciences. The Journal of Nutrition, 2004, 1213-1219
4. Horowitz H., Gilroy S., Feinstein S., Gilardi G. Endocarditis associated with *Comamonas acidovorans*. Journal of Clinical Microbiology 1990, 28(1), 143-145.
5. Brinser J. H., Torczynski E. Unusual *Pseudomonas* corneal ulcers. American Journal of Ophthalmology. 1977, 84(4), 462-466.
6. Wright T. R., Lira J. M., Walsh T. A., Melro D. J., Jayakumar P., Lin G. Novel herbicide resistance genes. WO 2007/053482 A2. 2007-05-10.

7. Song, P. Sequences Similarity Assessment of AAD-12 Protein to Known Toxins by Bioinformatics Analysis (Updated February, 2011). Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID: 110327, 934p. (社内報告書)
8. Guttikonda S. Similarity Assessment of 2mEPSPS Protein to know Toxins by Bioinformatics Analysis (Update March, 2011). Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:110329, 2101p. (社内報告書)
9. Song, P. Sequence Similarity Assessment of PAT Protein to Known Toxins by Bioinformatics Analysis. Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID: 110331, 600p (社内報告書)
10. Poorbaugh, J. Molecular Characterization of DAS-44406-6 Soybean. Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID: 101947, 51p. (社内報告書)
11. Norris S. R., Meyer S. E., Callis J. The intron of *Arabidopsis thaliana* polyubiquitin genes is conserved in location and is a quantitative determinant of chimeric gene expression. Plant Molecular Biology. 1993, 21(5), 895-906.
12. Chaboute, ME., Chaubet, N., Philipps, G., Ehling M., Gigot C. Genomic Organization and nucleotide sequences of two histone H3 and two histone H4genes of *Arabidopsis thaliana*. Plant Molecular Biology. 1987, vol. 8, no. 2,p. 179-191.
13. Verdaguer B., de Kochko A., Beachy R. N., Fauquet C. Isolation and expression in transgenic tobacco and rice plants, of the cassava vein mosaic virus (CVMV) promoter. Plant Molecular Biology. 1996, 31(6), 1129-1139.
14. Barker R. F., Idler. K. B., Thompson D.V., Kemp J.D. Nucleotide sequences of the T-DNA region from *Agrobacterium tumefaciens* octopine Ti plasmid pTi15955. Plant Molecular Biology. 1983, 2(6), 335-350.
15. Chaboute, Marie-Edith; Chaubet, Nicole; Philipps, Gabriel; Ehling, Martine; Gigot, Claude. Genomic organization and nucleotide sequences of two histone H3 and two histone H4 genes of *Arabidopsis thaliana*. Plant Molecular Biology. 1987, 8(2), p. 179-191.
16. Allen G. C., Spiker S., Thompson W. F. Use of matrix attachment regions (MARs) to minimize transgene silencing. Plant Molecular Biology. 2000, 43(2-3), 361-376.
17. Halweg C., Thompson W. F., Spiker S. The Rb7 matrix attachment region increases the likelihood and magnitude of transgene expression in tobacco cells: A flow cytometric study. The Plant Cell. 2005, 17(2), 418-429.
18. Lebrun, M., Leroux B., Sailland A. Chimeric gene for the transformation of plants. United States Patent 5,510,471. 1996-04-23.
19. Lebrun, M., Sailland A., Freyssinet M., Degryse E. Mutaed 5-enolpyruvylshikimate-3-phosphate synthase, gene coding for said protein and transformed plants containg said gene. United States Patent6,566,587. 2003-05-20.

20. Zhuang, M. 2012. Supplemental Molecular Characterization of DAS-44406-6 Soybean. Dow AgroSciences LLC, Study ID: 120649, 30p. (社内報告書)
21. ダイズ 44406 系統の挿入遺伝子配列及び隣接領域配列
22. Guttikonda S. K. Cloning and Characterization of the DNA Sequence for the Insert and Its Flanking Border Regions of DAS-44406-6 Soybean. Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:102117, 4539p. (社内報告書)
23. Song P. Bioinformatics Analysis of the Insert and its Flanking Border Sequences in Soybean Event DAS-44406-6. Dow AgroSciences LLC, 2012, Study ID:120550, 9997p. (社内報告書)
24. Lepping M. D., Maldonado P. Field Expression of a Transformed Soybean Cultivar Containing Aryloxyalkanoate Dioxygenase (AAD-12), Double Mutant Maize EPSPS Gene (2mEPSPS), and Phosphinothricin Acetyltransferase (PAT) – Event DAS-44406-6. Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:101104.02, 272p. (社内報告書)
25. 厚生労働省 2013：“第 1 部 栄養素等摂取状況調査の結果”平成 23 年国民健康・栄養調査報告. 2013, 51-106p.
26. OECD. Consensus Document on Compositional Considerations for New Varieties of Maize (*Zea Mays*): Key Food and Feed Nutrients, Anti-nutrients and Secondary Plant Metabolites. 2002, 42p.
27. Pastorello E. A., Pompei C., Pravettoni V., Fariol L., Calamari A. M., Scibilia J., Robino A. M., Conti A., Iametti S., Fortunato D., Bonomi S., Ortolani C. Lipid-transfer protein is the major maize allergen maintaining IgE-binding activity after cooking at 100°C, as demonstrated in anaphylactic patients and patients with positive double-blind, placebo-controlled food challenge results. Journal of Allergy and Clinical Immunology. 2003, vol. 112 775-783.
28. OECD. Consensus Document on General Information Concerning the Genes and Their Enzymes that Confer Tolerance to Phosphinothricin Herbicide. 1999, 1-26p.
29. Schafer B. W., Embrey S. K. In Vitro Simulated Gastric Fluid Digestibility of Aryloxyalkanoate Dioxygenase-12. Dow AgroSciences LLC, 2008, Study ID: 080064, 23p. (社内報告書)
30. Embrey S. K. In Vitro Simulated Gastric Fluid Digestibility Study of Double Mutant 5-enol Pyruvylshikimate-3-Phosphate Synthase (2mEPSPS) Protein. Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:102106, 23p. (社内報告書)
31. Embrey S. K. Cruse J. K. Korjagin V. A. In Vitro Simulated Intestinal Fluid Study of Recombinant Aryloxyalkanoate Dioxygenase-12 (AAD-12). Dow AgroSciences LLC, 2008, Study ID:080065, 24p. (社内報告書)
32. Embrey S. LaFavers K. In Vitro Simulated Intestinal Fluid Digestibility Study of Double Mutant 5-Enol Pyruvylshikimate-3-Phosphate Synthase (2mEPSPS) Protein. Dow AgroSciences LLC, 2012, Study ID:102107, 25p. (社内報告書)

内報告書)

33. Schafer B.W. Summary bof the Effect of Heat Treatment on a Recombinant Aryloxyalkanoate Dioxygenase-12 Protein. Dow AgroSciences LLC, 2012, Study ID:120595, 22p. (社内報告書)
34. Embrey S. Heat Lability of Double Mutant 5-Enol Pyruvylshikamate-3-Phosphate Synthase (2mEPSPS) Protein. Dow AgroSciences LLC, 2012, Study ID:120596, 25p. (社内報告書)
35. Hérouet C., Esdaile D., Mallyon B., Debruyne E., Schulz A., Currier T., Hendrickx K., Klis R-J., Rouan D. Safety evaluation of the phosphinothricin acetyltransferase proteins encoded by the *pat* and *bar* sequences that confer tolerance to glufosinate-ammonium herbicide in transgenic plants. *Regulatory Toxicology and Pharmacology*. 2005, 41(2), p.134–149.
36. Wehrman A., Vliet A. V., Opsomer C., Botterman J., Schulz A. The similarities of *bar* and *pat* gene products make them equally applicable for plant engineers. *Nature Biotechnology*. 1996, 14(10), p. 1274-1278.
37. Song P. Sequence Similarity Assessment of AAD-12 Protein to Known Allergens by Bioinformatics Analysis (Updated February, 2011). Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:110326, 7463p. (社内報告書)
38. Guttikonda S. K. Similarity Assessment of 2mEPSPS Protein to Known Allergens by Bioinformatics Analysis (Updated March, 2011). Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:110328, 11877p. (社内報告書)
39. Song P. Sequence Similarity Assessment of PAT Protein to Known Allergens by Bioinformatics Analysis. Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:110330, 3392p. (社内報告書)
40. Cicchillo R. Substrate Scope and Kinetic Analyses of Aryloxyalkanoate Dioxygenase-12 (AAD-12). Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:110576, 22p. (社内報告書)
41. Wright T. R., Shan G., Walsh T. A., Lira J. M., Cui C., Song P., Zhuang M., Arnold N. L., Lin G., Yau K., Russell S. M., Cicchillo R. M., Peterson M. A., Simpson D. M., Zhou N., Ponsamuel J., Zhang Z. Robust crop resistance to broadleaf and grass herbicides provided by aryloxyalkanoate dioxygenase transgenes. *Proc. Natl. Acad. Sci. USA*. 2010, 107(47), 20240-20245.
42. Cicchillo R. M. Godbey J. Wright, T. R. Substrate Specificity of Aryloxyalkanoate Dioxygenase-12 (AAD-12). Dow AgroSciences LLC, 2010, Study ID:101617, 28p. (社内報告書)
43. Lepping M.D. Nutrient Composition of a Transformed Soybean Cultivar Containing Aryloxyalkanoate Dioxygenase-12 (AAD-12), Double Mutant Maize EPSPS Gene (2mEPSPS), and Phosphinothricin Acetyltransferase (PAT) - Event DAS-44406-6. Dow AgroSciences LLC, 2011, Study ID:101104.03, 891p. (社内報告書)

「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 26 年 7 月 16 日～平成 26 年 8 月 14 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 16 通
4. 意見・情報の概要及び遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
(いただいた意見・情報については、内容により分割を行い、まとめていますが、マスキング部分を除き原文のまま記載しています。)

(1) 安全性評価について

意見・情報の概要

■ 予防原則について

審議結果（案）の内容につきまして、「…従来のダイズと変わらない。」「…既存のダイズとの比較が可能であると判断した。」「…極めて低いと結論されている。」「…可能性は低いと考えられる。」「…文献値の範囲内であった。」「…定量限界未満であった」という表現が多く見られます。明確なデータや根拠に基づいた判断というより、経験則や諸外国の文献・データの引用に終始した半ば結論ありきの印象がぬぐえません。「想定外」という言葉は東京電力福島第一原子力発電所事故後、何度も耳にしました。そのような事態を招かないよう、「予防原則」に基づき最悪のシナリオを想定した審査を求めます。（同趣旨他 4 件）

■ 食品健康影響評価結果について

食品健康影響評価について審議結果（案）では、「挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から產生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性、（中略）、植物の栄養成分及び有害成分等の比較の結果等について確認した結果、非組み換えワタと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった」としています。このような非組み換えワタと比較する健康影響評価の方法は、不十分であると考えます。たとえばアレルギー誘発性については、既知のアレルゲンと比較するのと人工胃液中での消化速度を調べるにとどまっており、これまでなかったようなアレルギーを引き起こす可能性は否定できません。また、これまでワタに使われてこなかったような除草剤を使用することによる食品健康影響については評価されていません。

除草剤に耐性を持つ遺伝子組み換え作物を作っても、すぐに耐性のある雑草が出来るだけだということは、他の多くの遺伝子組み換え作物で実証されています。わざわざこのようなものを作り意味がないばかりか、害のみです。同様に、遺伝子組み換え作物を作ることで、新しいウイルスなどを生み出す可能性もあり、将来的にはパンデミックを引き起こすことになるのではないかと思っています。花粉などによって、遺伝子組み換えでない作物にも影響を与えることもわかっています。また、遺伝子組み換え作物は発がん性があることもわかっており、食べたいと思えません。絶対に承認しないで下さい。

(遺伝子組換え食品等専門調査会の回答)

- 遺伝子組換え食品については、これまで経験上安全に食されてきた既存の食品と比較が可能なものについて、導入遺伝子により生じた形質の変化に着目し、安全性評価を行うことが、国際的にも認められています。その理由は、組換え体において新たに変化した形質以外の性質については、既にその安全性が広く受け入れられており、改めて考慮する必要がないか、又は、その安全性の評価を行う上で必要とされる知見等の蓄積が十分になされていると考えられるためです。したがって、既存の食品との比較において、当該組換え体の安全性評価に必要となる（既存の食品と相違がある又はその可能性がある）項目について個々に評価をし、安全性を判断しています。

- 「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」*（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定。以下「評価基準」という。）に基づき、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から產生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性、遺伝子の導入後の塩基配列等の解析、交配後の世代における挿入遺伝子の安定性、植物の代謝経路への影響、植物の栄養成分及び有害成分等の比較の結果等について確認した結果、非組換えダイズと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。したがって、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。また、当該品目については健康被害を疑うエビデンスは確認されておらず、予防原則に基づく対応は当てはまりません。

なお、評価に用いた申請者提出の資料には、文献のみならず、本ダイズに関する試験データ等も含まれています。

* https://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm_kijun.pdf

- アレルギー誘発性については、評価基準に基づき、挿入遺伝子により產生されるタンパク質について、胃液及び腸液による消化試験、加熱処理試験、既知のアレルゲンとの構造相同性の検討（アレルゲンデータベースに登録されているタンパク質と比較し、アレルゲン性を示す配列がないことを確認）の結果等から判断されます。本ダイズについては、これらの結果に基づき、アレルギー誘発性を示唆するデータがないことを確認しています。御指摘のワタは、ダイズの誤りかと思われます。

- これまで、ダイズに影響を与えるウイルスがヒトの健康に影響を与えることは知られておりません。

(2) パブリックコメント・情報提供について

意見・情報の概要

■諸外国における認可について

2011年8月に米国農務省（USDA）に対して無規制栽培のための申請が行なわれましたが、米国では未だ栽培が認められていない状況です。このことは米国に限らず、継続的な摂取による人体への影響、食品としての安全性にとどまらずに、生物多様性への影響、遺伝子汚染など、様々な懸念および疑念を取り扱うには至っていない現状を食品安全委員会として真摯に受け止め、申請者提出の資料および審議内容の情報開示はもとより、広く国民に分かりやすく且つ科学的根拠を明らかにすべきではないでしょうか。（同趣旨他4件）

■審議手続きについて

審議については「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき、申請事業者が用意した資料への書類審査によって評価されています。「手順書」の序文では、国内には遺伝子組み換えに対する懸念をする意見の存在を踏まえた上で、「より透明性の高い」審査が謳われていますが、そのねらいとはかけ離れた実態といわざるを得ません。2014年5月19日の1回のみ開催された「遺伝子組換え食品等専門調査会」では非公開で承認されたことを前提としています。「開発企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるため」とする非公開の理由ですが、立場が異なる学識経験者に同じ資料を提供して知見を求めるなどを排除する理由には相当しません。その見解もオープンにしながら広く国民の意見を求めるべきではないでしょうか。（同趣旨他4件）

■パブリックコメントについて

本件に限らず、同様のパブリックコメント募集情報は省庁のホームページを見て知るパターンがほとんどです。記者発表もされているとのことですが、より多くの人たちに情報が届くように、特にインターネットによる情報入手が難しい方への配慮を、多方面への情報発信を強化されるべきと考えます。

また、審議結果（案）の内容を見ても、専門用語を理解することが困難です。「2014年7月15日に開催された第522回食品安全委員会において遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果（案）が審議され、広く国民の意見・情報を募ることとなりました。科学的な内容に関する意見・情報を募集します。」という対応方針を示しているにもかかわらず、関連する全ての資料が添付されていないこと、資料を解説や脚注をつけることなく添付しているなど、工夫されているようには思えません。（同意見他4件）

日本のパブリックコメントの存在意義が問われるべき

同じ 2,4-D 耐性遺伝子組み換えについて米国では 50 万もの反対のコメントが寄せられています。この 2 年以上にわたり、●●●社はこの遺伝子組み換えの承認を求めましたが、米国政府は承認できずに来ました。問題はまったく同じであるにも関わらず、日本ではほとんどの人がこのコメントの存在すら知らないまま、どんどん承認が進み、現在 25 品種が承認されています。まったく同じものでどうしてこのような差が出るのでしょうか？

生産の中心国である米国で大反対しているものがなぜその中心的消費国である日本でまったく情報が流れないのでしょうか？ 日本政府関係機関が行っているパブリックコメントのあり方、その存在意義が問われるべきです。この現実について関係当局は大いに反省をすべきであり、マスコミを通じて意見を求めるなど、抜本的な告知の変更が必要です。今後のパブリックコメントのあり方に変更を求めます。

(遺伝子組換え食品等専門調査会の回答)

- 意見・情報の募集（パブリックコメント）は、専門調査会で審議した評価書（案）について、国民の皆様から科学的な内容に関する意見・情報を収集し、必要に応じて、最終的な評価結果に反映させるために行っているものです。また、報道機関等にも公表しています。食品安全委員会では、遺伝子組換え食品の安全性に関する理解を深めるため、意見交換会の開催やホームページにおける情報提供等を行っています。今後とも、適切にパブリックコメントや情報提供を行っていきたいと考えています。
- 本ダイズは、米国では、米国食品医薬品庁（FDA）に対して食品・飼料としての安全性審査のための申請が行われ、2013 年 12 月に安全性の確認が終了しています。また、米国農務省（USDA）に対して無規制栽培のための申請が行われ、2014 年 9 月に許可されています。
- なお、御指摘の「手順書」は、7 ページの最後の御意見中の「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」のことかと思われますが、本評価に用いた「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）ではありません。
- 遺伝子組換え食品等専門調査会の議事録は、申請者の知的財産等に係る部分を除き、食品安全委員会のホームページで公開しています。また、申請者から提出された申請資料についても、申請者の知的財産等に係る部分を除き、食品安全委員会で閲覧ができます。

(3) その他リスク管理等

意見・情報の概要
(農薬の使用等に関する意見)
■食品健康影響評価結果と生物多様性への影響について アリルオキシアルカノエート系除草剤の2,4-Dは、ベトナム戦争で使用された枯葉剤としても知られ、人体や野生生物に対して有害な除草剤です。除草剤アリルオキシアルカノエート系耐性ダイズを栽培すれば、2,4-Dの使用が増加すると考えられますが、今回の食品健康影響評価では、2,4-Dを散布した大豆を長期に食べることによる健康影響については評価されていません。また、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下、カルタヘナ国内法)のもとでの環境影響評価でも、農薬使用の環境影響は審査の対象ではありません。 アリルオキシアルカノエート系除草剤とジカンバ耐性作物は、先行する除草剤グリホサートとグルホシネート耐性作物の普及によってこれらの除草剤に耐性をもつ雑草が出現したことに対応するために開発されたと認識しています。除草剤アリルオキシアルカノエート系耐性作物とジカンバ耐性作物を承認することによってこれらの除草剤の使用量が増加すれば、いずれは耐性雑草が発生することは、グリホサートとグルホシネートの例からも明らかです。耐性雑草対策として他の除草剤に抵抗力を持つ遺伝子組み換えを開発すれば、将来的には農薬使用が増え、健康への悪影響・環境への悪影響が増大していくと考えます。防ぐ対象として農作物・外来種も含め、我が国に生育するすべての種を入れるために即刻取り組むべきことと考えます。また、このワタを栽培した場合、野生の動植物、昆虫、農作物、人体などにどのような影響があるのかについて、幅広い審査を求めます。(同趣旨他3件)
遺伝子組み換え作物が与える影響は野生生物に留まりません。それにも関わらず、野生生物に対して1. 競合における優位性、2. 有害物質の産出性、3. 交雑性のみ検討する影響評価書はまったく不十分なものであり、それをもって遺伝子組み換え作物の利用を承認する現在の制度は著しく正当性を欠くものです。しかし、この審査をくぐることで遺伝子組み換え企業は「厳密な審査をくぐった」として安全性を宣伝することになります。そこには審査されていない「安全性」に対して誰も責任を取らずにこうした虚偽の宣伝がなされるという大きな問題があります。 アリルオキシアルカノエート系除草剤=枯れ葉剤もジカンバ耐性遺伝子組み換えも南北米大陸で多くの反対に遭っています。農薬流出による周辺生態系への影響、地下水汚染などによる住民の健康被害、残留農薬による健康被害など多くの懸念があるからです。さらに危険な農薬を追加していくこの危険な悪循環を日本政府の誰も止めようとしていることに危惧を表明せざるを得ません。 こうした問題点を市民に知らせることもなく、十分なチェックをせずに遺伝子組み換えを世界の先陣を切って承認していく日本の遺伝子組み換え行政のあり方に根本的に異議を表明します。このつけはいずれ東電原発事故のような形で噴出していくことでしょう。 すべての枯れ葉剤、ジカンバ耐性の遺伝子組み換え、そしてラウンドアップ耐性遺伝子組み換え、害虫抵抗性遺伝子組み換えの承認を見直し、長期的に安全性が

確認されないすべての作物を不許可にすべきことを申し上げます。

アリルオキシアルカノエート系除草剤、グリホサートおよびグルホシネートを散布されたダイズを食べ続けることによる健康影響について科学的に評価されていないことから審議は根本的に不充分であり、審議結果を受け入れることはできない。

そういうた除草剤を使ってまでモノを作らないでください。即時、表題にある除草剤の使用停止をしてください。

耐性がある、ということはそれのかかった大豆を口に入れるということです。反対です。やめてください。

また、安易な除草剤の利用を促進させうるような評価は迷惑です。近所の空き地に市販の除草剤が播かれたところでは、翌年には別の草が茂り、除草剤に効果はないことが明らかです。金をどぶに捨てるだけでなく、周囲に毒を飛散させる可能性がある自覚を消費者に持たせる必要があるでしょう。（農地には使用不可とあればなおさらです）

公道の緑地の手入れが有人作業で薬剤が使われるのは、従業員の健康被害を防ぐためでしょう。

資料は良く整理され内容を理解できました。以下の意見を述べさせていただきます

1. 当該の遺伝子操作された除草剤は特に問題はないと言えます。
2. 今後もこのような除草剤、殺虫剤、殺鼠剤が製造されることを期待します。

(環境影響、生物多様性に関する意見)

■カルタヘナ国内法改正について

現行のカルタヘナ国内法では生物多様性影響評価の対象は「野生動植物」に限られています。しかし、現実的な生物多様性の保全に向けては、カルタヘナ国内法を改正し、交雑を防ぐ対象として農作物・外来種も含め、我が国に生育するすべての種を入れることに即刻取り組むべきことと考えます。また、このワタを栽培した場合、野生の動植物、昆虫、農作物、人体などにどのような影響があるのかについて、幅広い審査を求めます。（同趣旨他3件）

■遺伝子汚染への懸念について

現在、日本では港だけでなく、内陸部のさまざまな地点で GM ナタネの自生が確認されています。この GM 種子の侵入は、生態系に取り返しがつかない事態を引き起こすことが考えられます。生物多様性影響をもたらす可能性が低いと考えられる場合においても、徹底した調査と前述のカルタヘナ国内法の見直しを優先すべきと考えます。（同意見他4件）

(遺伝子組換え食品及び作物に反対する意見)

除草剤は人体に有害なのに、それに耐性を持った作物を作ることは危険の上塗りです。無意味なのでやめてください。

枯葉剤耐性の遺伝子組み換え大豆を、人間が食べることに、強く反対します。この該当大豆の認可を認めないで下さい。

健康には現在のところ問題はないとされても、遺伝組み換え食品の輸入を禁止している国が増えてきている事をかんがみ、GM大豆による加工食品（味噌など）の輸出時に、成分報告が曖昧などを理由として「一括」して拒絶されることも考えられます。

よって（万が一の）TPP導入後の輸出戦略に影響を及ぼす可能性を考えると、このGM大豆の安易な許可は反対です。

すでにアメリカ等で除草剤の耐性の草が発生しているようですが、農家からするともっと濃度の濃い除草剤なりを散布してなんとか草を抑えようとしています。それが高濃度の残留物となり健康に被害を及ぼします。それが飼料用に使われたとしても根本の汚染には変わりありません。私のわかりませんが誰もどの国もどの研究機関も「安全だ」と実証できないはずです。遺伝子組み換えなどは自然界を無視した人間の勝手な所業です。今回のパブリックコメントは食品の健康評価ですが、遺伝子組み換え一番の恐怖は”組み替えられた遺伝子が自然界へ解き放たれることです”農薬汚染、放射能汚染、これは取り除けばどうにかなりますが、遺伝子汚染、一度自然界に広がればどうにもなりません。どうかせめて日本では使用できないようにお願いします。どうかどうかお願いします。

（申請者の企業活動に関する意見）

■一部の農薬企業による寡占化について

既に承認された案件を含めて、全て特定の農薬と、それに耐性をもった種子を抱き合いで販売する一部の農薬企業による寡占化を国が追認するしくみとなっています。これらの企業の戦略は、農薬による環境汚染の点で重大な問題があります。そのような企業活動を、審査という形で国の予算を使ってお墨付きを与えるようなしきみ（「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」）を撤回すべきです。（同意見他3件）

（遺伝子組換え食品等専門調査会の回答）

○ 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会では、遺伝子組換え食品の安全性評価を担当しています。

○ 食品安全委員会で行う遺伝子組換え食品等の健康影響評価においては、環境への影響、生物多様性への影響、生産、輸入、表示、企業活動等に関する事項は審議の対象としていません。

遺伝子組換え作物の生物多様性への影響の評価については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に基づき、農林水産省及び環境省において実施されています。

食品中に残留する農薬のリスク管理については、食品衛生法に基づき厚生労働省において実施されています。なお、農薬2,4-Dについては、現在厚生労働省からの評価要請に基づき、食品安全委員会農薬専門調査会で審議が行われているところであり、その評価結果に基づいたリスク管理措置が行われることになります。

リスク管理に関する意見・情報は関係機関にお伝えします。

「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統」に係る食品健康影響評価に関する評価書の変更点

修正箇所	食品安全委員会第 538 回会合資料 (変更後)	食品安全委員会第 522 回会合資料 (変更前)
P20 L↓10	米国においては、米国食品医薬品庁 (FDA) に対して食品・飼料としての安全性審査のための申請が行われ、2013 年 12 月に安全性の確認が終了した。また、米国農務省 (USDA) に対して <u>無規制栽培</u> のための申請が行われ、 <u>2014 年 9 月に許可された。</u>	米国においては、米国食品医薬品庁 (FDA) に対して食品・飼料としての安全性審査のための申請が行われ、2013 年 12 月に安全性の確認が終了した。また、 <u>2011 年 8 月に米国農務省 (USDA) に対する無規制栽培</u> のための申請が行われた。

※ 訂正箇所は第 538 回会合資料におけるページ数及び行数